建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和８年９月分）

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（随意契約理由番号）	WTO
1	連続立体交差事業に関する調査検討業務委託	道路	全日本コンサルタント株式会社	¥145,750,000	9月3日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G5	－
2	令和８年度　東横堀川における橋上空間等に関する調査検討業務委託	道路	中央復建コンサルタンツ株式会社	¥119,999,000	9月17日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G5	－
3	令和８年度　中之島における橋上空間等に関する調査検討業務委託	道路	AR・GK・LEM共同企業体	¥152,966,000	9月29日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G5	－
4	大阪市橋梁維持管理に係るPM業務委託	道路	株式会社建設技術研究所	¥272,536,000	9月30日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G5	－

1

随意契約理由書

1　案件名称

連続立体交差事業に関する調査検討業務委託

2　契約相手方

全日本コンサルタント株式会社

3　随意契約理由

本業務は、JR 片町線・東西線連続立体交差事業の都市計画決定および南海高野線連続立体交差事業の事業化に向けて、計画立案、必要な調査ならびに発注者が実施する関係者との協議・調整を支援し、設計や都市計画手続き等を円滑に進めるための基礎資料を整備することを目的とする。

本業務の実施にあたっては、連続立体交差事業に関する専門的知識をはじめ、都市計画や交通工学など広範な知識を有している必要があり、また多数の関係先（複数の鉄道事業者や埋設企業体、沿道地元など）との協議・調整が必要なことから、事業の全体像を俯瞰的に把握しつつ、課題を正確に抽出したうえで、事業計画案を作成するなど創意工夫が必要となる。

以上のことから、本業務は通常の業務とは異なり、価格競争により受注者の技術力の低下が生じると業務目的を達成することができない業務であり、また、技術的知見、経験等による業務プロセスの提案が重要視され、標準的な業務手法が定められていない業務であることから、公募型プロポーザル方式を採用し、契約相手方を選定することとした。

選定にあたり、建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式技術審査委員会による審議の結果、上記の参加表明者が契約予定者として特定された。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2　第 1 項第 2 号

5　担当部署

建設局道路河川部街路課鉄道交差担当　（電話番号 06-6615-6763）

随意契約理由書

１．案件名称

令和８年度　東横堀川における橋上空間等に関する調査検討業務委託

２．契約相手方

中央復建コンサルタンツ株式会社

３．随意契約理由

本業務は、東横堀川にかかる本町橋において、様々な地域課題により高いポテンシャルが活かされていないといった課題解決に向け、地元や沿道企業などから日常的な維持管理等の担い手の発掘や橋上空間などを有効活用できる将来的な整備方針を決定するなど水都大阪ブリッジテラス 2030 ビジョンの実現に向けた取組を進めるものである。

また、葭屋橋周辺での河川の耐震護岸工事や新たな水辺空間の創出における取組との整合をはかりつつ、葭屋橋の新設橋台の設置に向けた概略設計を行うものである。

本町橋の橋上空間においては、道路法、河川法、道路交通法といった法的制約の多い中で利活用の実施スキームを定める必要があり、全国的にも事例が少なく、標準的な実施手法等が定められていない業務である。地元や沿道企業などと密にコミュニケーションをとり、それらのニーズを把握したうえで全体を調整し、中之島の整備計画等とも整合をとりつつ、持続的な維持管理スキームや整備方針へ繋がる社会実験の企画立案をするといった高い技術力と総合力が求められ、前例の少ない取り組みについても高度な知識や豊富な経験、構想力、企画力、専門性を活かした提案を受けて、地元や関係者等の意見をより反映する必要がある。

葭屋橋の石積橋台の補強については、現行の道路橋示方書の適用外であり、評価方法も明確でないことから、既設橋台の前面に新設橋台を設置し、上部構造を新設橋台にのせかえる等、一般的な補強方法とは異なる対策手法を検討する必要がある。また、東横堀川は舟運の交通量が 多く、施工期間中の運行に配慮する必要があるとともに、桁下空間が狭く、制限された中での施工となるため、非常に高い技術力が求められる業務である。

以上のことから、令和８年度　東横堀川における橋上空間等に関する調査検討業務委託の公募型プロポーザル小式受託者選定会議において意見を聴取した結果、中央復建コンサルタンツ株式会社が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ中央復建コンサルタンツ株式会社と地方自治法施行令第１６７条の２ 第１項第２号により随意契約を締結する。

４．根拠法令

地方自治法施工令第１６７条の２ 第１項第２号

５．担当部署

建設局　道路河川部　橋梁課　（電話番号 06-6615-6818）

3

随意契約理由書

1．案件名称

令和８年度　中之島における橋上空間等に関する調査検討業務委託

2．契約相手方

AR・GK・LEM 共同企業体

3．随意契約理由

本業務は、水の回廊に架かる橋梁において、様々な地域課題により高いポテンシャルが活かされていないといった課題解決に向け、地元や沿道企業などから日常的な維持管理等の担い手の発掘や橋上空間などを有効活用できる将来的な整備方針を決定するなど水都大阪ブリッジテラス 2030 ビジョンの実現に向けた取組を進めるものである。

対象としている橋上空間については、道路法、河川法、道路交通法といった法的制約の多い中で利活用の実施スキームを定める必要があり、全国的にも事例が少なく、標準的な実施手法等が定められていない業務である。地元や沿道企業などと密にコミュニケーションをとり、それらのニーズを把握したうえで全体を調整し、中之島エリアにおける上位・関連計画等とも整合を図りつつ、持続的な維持管理スキームや整備方針へ繋がる社会実験の企画立案をするといった高い技術力と総合力が求められ、前例の少ない取り組みについても高度な知識や豊富な経験、構想力、企画力、専門性を活かした提案を受けて、地元や関係者等の意見をより反映する必要がある。

以上のことから、令和８年度　中之島における橋上空間等に関する調査検討業務委託の公募型プロポーザル方式受託者選定会議において意見を聴取した結果、AR・GK・LEM 共同企業体が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、AR・GK・LEM 共同企業体と地方自治法施行令第１６７条の２ 第１項第２号により随意契約を締結する。

4．根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２ 第１項第２号

5．担当部署

建設局　道路河川部　橋梁課　（電話番号 06-6615-6818）

4

随意契約理由書

1．案件名称

大阪市橋梁維持管理に係る PM 業務委託

2．契約相手方

株式会社建設技術研究所　大阪本社

3．随意契約理由

建設局では橋梁管理において、平成 20 年度に橋梁の維持管理について取りまとめた「大阪市橋梁保全更新計画」を策定しており、令和８年３月に改訂している。

この「大阪市橋梁保全更新計画」改訂において、予防保全型の橋梁アセットマネジメントをより効果的に運用していくために、橋梁アセットマネジメントサイクルを再構築した。

本事業は、大阪市の橋梁アセットマネジメントサイクルを効果的かつ継続的に運用するため、プロジェクトマネジメント（以下、PM）を導入する業務委託である。

本業務において実施する維持管理に係る PM 業務は、検討業務や設計業務などの一般的な土木設計業務ではなく、事業全体のマネジメントから日常業務の改善まで多岐にわたっており、明確な基準や仕様が定められていない。

全国的に見ても先進的な業務であり、技術力に加えてノウハウや技術的知見、業務プロセスの創意工夫などが必要である。

以上のことから、公募型プロポーザル方式により、幅広い知見や高度な技術力を審査し、優れた業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果、上記の業者が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社建設技術研究所大阪本社と地方自治法施行令第 167 条の２ 第１項第２号により随意契約を締結する。

4．根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２ 第１項第２号

5．担当部署

建設局　道路河川部　橋梁課　（電話番号 06-6615-6818）